

平成30年度 第2回 芦屋市地域福祉推進協議会 会議録

日 時	平成31年3月25日(月) 午後1時30分から午後3時30分
会 場	芦屋市役所東館3階 大会議室
出席者	<p>会 長 藤井 博志 副会長 杉江 東彦 委 員 土田 陽三, 上住 和也, 加納 多恵子, 岡本 直子, 香川 清和, 神田 信治, 堺 孰, 仁木 義尚, 森川 太一郎, 井阪 純一, 浅葉 めぐみ, 西浦 哲雄, 北尾 文孝, 浅野 令子, 石濱 晃生, 安達 昌宏 欠席委員 仁科 睦美, 稲岡 由美子, 小泉 星児, 和田 周郎 関係者 地域ケアシステム検討委員会 三芳 学 事務局 芦屋市社会福祉協議会 園田 伊都子, 山岸 吉広, 宮平 太 福祉部地域福祉課 小川 智瑞子, 鳥越 雅也, 吉川 里香, 阿南 尚子, 山川 尚佳, 岡本 ちさと, 片岡 睦美, 横道 紗知 関係課 福祉部監査指導課 岡田 きよみ 福祉部福祉センター 川口 弥良 福祉部生活援護課 宮本 雅代 福祉部障害福祉課 本間 慶一 福祉部高齢介護課 篠原 隆志, 中山 裕雅 こども・健康部子育て推進課 廣瀬 香</p>
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	3人

1 開会

- ・開始時点で22人中18人の委員の出席により成立
- ・委員及び事務局の紹介

2 議事

(1) 報告

- ア 本協議会の会議の進め方について
- イ 平成30年度の取組状況
 - (ア) 小地域福祉ブロック会議
 - (イ) 中学校区福祉ネットワーク会議
 - (ウ) 地域ケアシステム検討委員会
 - (エ) 生活支援体制整備事業における第2層協議体との関係について

(2) 協議

地域課題について

2 資料

事前資料

- 事前資料1 地域発信型ネットワークにおける会議体の連動イメージ
- 事前資料2 平成30年度地域発信型ネットワーク取組について（報告）
- 事前資料3 平成30年度地域発信型ネットワークに属する附属機関等における協議内容及び課題等ヒアリングシート
- 事前資料4 附属機関等が把握している主な課題についての地域ケアシステム検討委員会における共有内容まとめ
- 事前資料5 小地域福祉ブロック会議と第2層協議体との関係について

当日資料

次第

芦屋市地域福祉推進協議会委員名簿

地域発信型ネットワーク図

堺委員提供資料

3 審議経過

(藤井会長)

社会福祉法に「包括的支援体制」を構築することが明記され、地域住民の地域力をつけていくとともに、行政や専門職において、もれのない支援体制を同時につくり、行政、専門職、住民が協働して制度の狭間を埋めていきながら、みんなが安心して暮らしやすい、総合支援体制をつくっていくために、各自治体が準備を始めています。芦屋市においては、国の言う「包括的支援体制」を全体的に集約する場がこの芦屋市地域福祉推進協議会に該当し、これまで積み上げられてきた会議体の形式を、新しい時代に合わせてどう強化していくのかというのが今年度最大の目的でした。第1回目の本協議会において各委員からは、ここで話し合われた内容の答えが戻ってこないと厳しいご意見を承ったことから、事務局にはそのご意見を真摯に受けとめ、関連する会議等で様々な工夫に取り組んでいただくとともに、工夫の一つとして、本日はグループワークを取り入れた方式で協議会を開催することとなりました。

皆さんの様々な問題意識をご発言いただく時間を確保し、それを集約した上で本協議会としてさらに取り組んでいくことを共有して会議を進め、有意義な時間にしていきたいと思えます。まず、報告事項からよろしく願いいたします。

(1) 報告

ア 本協議会の会議の進め方について事務局より報告

(事務局 吉川)

地域発信型ネットワークにおける会議体の連動イメージ(事前資料1)について報告
(藤井会長)

本協議会は、年2回しかないため、各会議体が解決に向けて実施してきたことがこれでいいのかというご意見を伺う場だと思います。

例えば、今回皆さんが協議して宿題を出された部分を次回は全て解決できていなくても報告をしてもらい、次回の協議では新しい課題に対して協議していただくという運営を明確にしていこうということです。地域課題は、一挙に解決はしませんが、このような会議運営で進めることで、小さい事柄でも課題解決が進んでいくことを確認していきます。

また、小地域福祉ブロック会議には、地区福祉委員会や自治会等のコミュニティ組織が参加していますが、各小学校区で年2回程度の会議では、課題解決は難しいと考えられます。実際地域の中で課題解決をしているのは、自治会や地区福祉委員会等の継続的に協議をしながら進めている団体です。その活動の中から課題や解決の実践も出されていますので、それらの団体の働きや機能、声を重視していこうということです。各団体は、それぞれの分野で活動されているため、小学校区の中で集まって、共有化することや、地域の合意形成や優先順位を決めていくことが小地域福祉ブロック会議であると思います。そのため、各団体の考え等をしっかりくみ取りながら、広く小学校区の中で共有化するために小地域福祉ブロック会議を設けて、合意形成をしながら、また各団体にお返しもしていこうというのがまさに地域発信型ということになります。そのため、全てとは言いませんが、毎月集まって会合をしている団体等に足を運び、その団体の考えをくみ取る作業を仕組みの中で取り組んでいく必要があると思います。

もう1つは、専門職の機能として、附属機関等があります。これは、その場でしっかり課題整理がなされていることが非常に重要です。課題整理が曖昧であれば、専門機関の連携の仕組みはできません。そのため、本協議会では、各附属機関等で課題整理ができているかを確認します。附属機関等での課題整理がしっかりされていないと、2か月に1回開催されている地域ケアシステム検討委員会での議論が曖昧になります。兵庫県下で、各附属機関や地域側からメンバーが集まって2か月に1回会議をしている自治体はありません。そういう意味では、芦屋市は進んでいます。課題の集約の仕方が不十分な可能性があるため、しっかり課題整理をしていこうということです。そうすることで、本会議に芦屋市で取り組むべき提案が出てくると思いますので、本協議会で全体的に受け止めて、皆さんの持ち場で少しずつ改善をしていただき、集約をしていくことが芦屋市地域発信型ネットワークの強化につながります。

何かこの件に関してご質問はございますか。

それでは、次のご報告をお願いします。

イ 平成30年度の取組状況について報告

(事務局 山岸)

- ・平成30年度地域発信型ネットワーク取組について(事前資料2)
- ・平成30年度地域発信型ネットワークに属する附属機関等における協議内容及び課題等ヒアリングシート(事前資料3)
- ・附属機関等が把握している主な課題についての地域ケアシステム検討委員会における共有内容まとめ(事前資料4)
- ・小地域福祉ブロック会議と第2層協議体との関係(事前資料5)について報告

(藤井会長)

プロセスについてご説明いただきました。事前資料5の内容は報告事項として取り扱えばよろしいですか。

(事務局 山岸)

承認事項としての取り扱いをお願いいたします。

(藤井会長)

事前資料5は承認の手続きを得たいと思いますが、協議体について少し解説いたします。大きく言いますと、地域関係性が希薄化しているため、介護保険制度において、地域づくりをしていく事業として、生活支援体制整備事業ができました。その中で、生活支援コーディネーターを置くことになっており、担当する圏域について、全市域を第1層、およそ地域包括支援センターと同じ圏域の中学校区を第2層と定義しています。また、生活支援コーディネーターは、住民や関係団体と一緒に地域づくりをしていくことになっています。この中で国は、自治体ごとにその圏域で話し合いの場として2層協議体をつくることを示しており、芦屋市では小学校区ごとに話し合いの場を2層協議体として設定するという説明でした。例えば小学校区ごとに民生委員と福祉推進委員が地区福祉委員会を開いたり、小地域福祉ブロック会議を開いたりしているので、実態的に協議を行っている場を協議体としてみなしていくというご提案ですがよろしいでしょうか。

(加納委員)

話を聞いていると、中学校区福祉ネットワーク会議が協議体にあたるのではないかと思います。小地域福祉ブロック会議が該当するということでしょうか。

(藤井会長)

各自治体で協議することですが、阪神間で他の自治体を見ても、実践力がある圏域として小学校区を設定しています。住民の一番基礎的なところをみなすというのが、兵庫県下の見方です。

(加納委員)

4つの圏域は高齢者生活支援センターの圏域でしょうか。

(事務局 吉川)

はい。第2層の生活支援コーディネーターは、基本的には高齢者生活支援センターの圏

域をベースに活動をしております。

(加納委員)

第2層という言葉から私は中学校区福祉ネットワーク会議と考えました。

(藤井会長)

国のいう第1層、第2層というのは、生活支援コーディネーターを置く配置圏域です。一方、住民が協議する基礎圏域は、中学校区というよりは、小学校区なので、協議体は小学校区単位をみなしたほうが妥当だろうという理解です。

(加納委員)

分かりました。

(藤井会長)

ご承認いただけますでしょうか。これは承認事項といたします。

(2) 協議

地域課題について

(藤井会長)

これから資料4に記載の課題について協議をしていただきます。全ての課題に対する話し合いでも、重要だと思う点について集中的に意見を出す話し合いでも構いません。自分たちの立場からの他の課題に関するご意見をいただいても結構です。後ほど各グループの協議内容を全体で共有いたします。

(グループ協議)

(藤井会長)

グループ協議を終了いたします。

各グループの議論を共有してから、ご意見がある方は発言をお願いいたします。

それでは、1グループから発表をお願いします。

(事務局 山川)

1グループは、主に「早期発見」について話し合いました。まず、ひきこもりの方がいるかどうかの把握がしづらく、特に独居の方はほぼ情報がないため、把握が難しいという課題があります。

民生委員の活動の中で、対象者がいるらしいということは分かるけれども、情報を正確に提供することは難しいということでした。ひきこもりに関しては、親の意識についても考えていく必要があるとご意見がありました。学校では、アサガオの親の会で親同士をつなぐ取組をされているということです。

また、認知症の人については、病院に来る方は、軽度の方が多く、認知症が進行した人をどうやって見つけるかという議論がありました。高齢者の変化は居場所での交流におい

て、ある程度把握できますが、認知症や虐待を受けている人はいかに周りの方が兆候を察して適切につなぐことができるかということが課題であるとの意見がありました。その解決については、普段からのコミュニケーションが一番大切であり、地域の中で日頃の付き合いから、地域づくりをしていくために、核となるのが、民生委員や福祉推進委員等、地域の方になるため、地域の方の意識をもっと高めていくということ、行政や専門職が力を入れて取り組む必要があるのではないかというご意見がありました。コミュニティ・スクールが地域の居場所として基盤となっている地域もあるため、自分の子どもだけでなく、地域全体の子どものを見てもらうという意識づけができないかという意見もありました。

居場所については、不登校の子は来ることができるけれども、ひきこもりの子はなかなか来られないという現状があります。障がいのある人も含めて自分の存在や役割が認められる場が求められているのではないかとご意見もありました。

(事務局 鳥越)

2グループは乳児期から高齢期までランドデザインの視点で話し合いました。

その中で、子ども食堂が将来的には子どもから高齢者までどなたでも来ていただけるコミュニティ食堂になることで、早期発見の仕組みや居場所づくりにもつながるという話で盛り上がりました。

また地域の中で、ご飯を提供したい方や、子育てが終わったので面倒をみたいという方を探し出して、手を挙げてもらうかを考えていけば、相乗効果で支援をする方々が増えていくという話がありました。NPO法人や市民参画の分野で行われている様々な事業の中で、色んな方々の顔がつながり、声かけができる中で、コミュニティ食堂に取り組みされる方を見つけていけば、課題解決につながる仕組みができるのではないかと話がまとまりました。

(事務局 吉川)

3グループは主に「早期発見」について話をしていく中で、個人情報保護に問題がない程度に情報を共有しながら支援につなげていくことができたらいいのではないかと話し合いになりました。

地域の中では、問題が起こってから分かることが多いようで、早期に発見して、予防的に介入するためには、早目の情報共有が必要という意見が出ました。そのためにも、行政は、子ども会や老人クラブ等とも情報を共有しながら、一緒に活動していくようなことを検討し、地域活動で見えてきた隙間部分を埋めていくような取組ができればいいのではないかと話が出ました。また、ひきこもりの方等は、近隣どうしの小さなトラブルとして、自治会長に苦情のような形で相談が入ってくるというお話もありましたので、その点についても、個人情報の壁をこのシステムの中でうまくクリアすることによって、支援につなげていくことができればいいのではないかとご意見がありました。

児童虐待に関しては、歯科医師会では、何かあったら警察へ通報するということが浸透してきていますが、生活困窮や認知症かなと思ったときに、どこに相談するか確かではな

いという話がありました。それを受けて、気づいた人がどこに相談をしたらいいのか、を知らない人が多く、こういう場合はここに相談したらいいということを広めていく必要があるという意見がありました。周知においては、市民も大事ですが、民生委員や自治会、子ども会の役員や警察、医師等、広く市民に接する人に相談窓口を知ってもらうことが重要ではないかという話がありました。

また、警察では、認知症の方の行方不明事案が増えてきているため、行政と連携しながら情報の共有を家族の同意を得ながら進めているとのことで、早期発見のためにどのようなシステムで連携を進めていくことができるかをこの場で考えていくことが重要ではないかというご意見がありました。

他にも、早期発見の場所となる居場所に関して、集会所を活用し、子どもの居場所となるような活動を考えておられることや、定期的な居場所やイベントがあれば、普段出てこられない人もその時だけは出てこられることがあることから、いろいろなイベントも居場所づくりのきっかけになるのではないかという話が出ました。

(事務局 山岸)

4グループは、「早期発見」を中心に話し合いました。「虐待」や「通報」という言葉を使うのではなく、「相談」という言葉を使うなど、市民への説明を工夫したほうがいいという意見がありました。また、相談を受けた機関には、守秘義務があるということも市民に周知する必要があるということでした。

また、マンションへのアプローチが難しいという点について、地域の中でのつながりが希薄になっており、民生委員が行っても、「私には関係ないです。」と言われることがあるため、「福祉」が市民にとって身近なものになればいいのではという話や、民生委員をもっと周知する必要があるというご意見もありました。

もう一点、高齢障がい者の要援護者台帳の更新や、新たに手帳を取得された方にどのように対応していくかという点について、分野横断的に仕組みを考えていけばいいのではないかという議論が出ておりました。解決策として、一定年齢を区切り、後期高齢の75歳や80歳以上の方を全員訪問してみようという案が出ております。

(仁木委員)

民生委員は地域で一番コミュニケーションをとってもらえる立場の方であるため、民生委員の活動を行政が後押しをする必要があると思います。イベント等に出てこられる方はそこで情報を得ることができますが、出てこられない人は情報を得ることができないため、そこへ接触できるのは民生委員さんしかいないと思っています。

(藤井会長)

今、民生委員への思いが語られましたが、民生委員の岡本委員いかがでしょうか。

(岡本委員)

民生委員活動として訪問活動等をしてはいますが、行き詰る部分がたくさんあり、その際に行政の力は大きいと思っています。市から調査に来ました等の一言が言えると門戸を開

いてくれるということもあるのではないかと思いますので、市の後押しをお願いしたいと思います。

(藤井会長)

ありがとうございます。私から少しコメントをさせていただきます。

まず、本協議会の前段として、各附属機関等がどのような論議をして地域ケアシステム検討委員会に課題を提起しているかという点について、次の3つの大枠で整理をしていただく必要があると思います。

一つ目は、各分野別の課題がしっかりと整理されていること、二つ目は、他分野と横断的に協力し合わないといけない分野、三つ目は、住民と協働していく分野です。特に、地域ケアシステム検討委員会では、専門職間連携と住民や民生委員さんとの協働を集中的に話していくことが必要だと思います。その場合、出ている意見では専門職の解決策として、安易すぎると感じる部分があります。例えば、早期発見が難しいから住民に啓発するという策では解決するとは考えにくく、もっと縦走的な取組があつていいと思います。そのような解決策が提案される背景として、専門職機関が課題の提案はしても要因分析が十分にできていないからではないかと感じます。「早期発見」について、住民に啓発すれば住民が発見してくれて、解決するのかということそうではないですね。気づく教育や相談先を明確に伝えること、相談をしたらどう対応するかなども伝える必要があると思います。さらに、先ほどのご意見のように、住民に一番身近なところにいる民生委員に、気づいたことを相談してもらうというメッセージを出し、民生委員さんが相談を受けたとしても、行政が縦割りでは、民生委員さんが燃え尽きてしまうため、バックアップ体制の構築なくしては、そのような周知はできません。また、専門機関は、民生委員さんに対して少々の制度のはざまでも受け入れる体制をとれるのかということも検討していただく必要があると思います。

今、各地域で行き詰まっているのが、明確に相談窓口につなぐ必要のある虐待の状態に至る手前の貧困世帯の要保護児童の問題です。地域では主任児童委員さんがよく気づいています。市に相談しても、個人情報のことがあり、主任児童委員や民生委員さんに対応結果を返しづらいという現状があり、専門機関だけで支援が行われています。また、本来は地域の人との連携が重要ですが、学校とも結びついておらず、学校・行政・地域の3者が縦割りになり、要保護児童対策がなかなか進まないという問題もあります。この状況を踏まえると、発見から対応までどうつなぐのかという点について、具体的に、個人情報や支援の形態等を話さないと突破できないところまで来ていると思います。そのためにも、地域ケアシステム検討委員会等で合意を得ていけないといけないと思います。これは高齢者や障がい者の分野でも同じことですので、同様に協議をしていただきたいと思います。

本日は、皆さんから早期発見についていろいろな意見が出ましたが、各分野別のところで検討していただき、次回この場でも、深めていきたいと思います。

また、皆さんのアイデアは、発見について2つの種類がありました。一つは交流型の中

でつぶやきを拾っていくパターンです。これは、コミュニティレストランや地域の集いの場などの、地域プログラムの中で発見をするというものです。もう一つは、地域の身近なところで発見した問題をお知らせいただき、フィードバックしていくというルートをどのように具体的な手順として明確に示すのかという内容です。この2つの大きな課題については、それぞれ検討し、取組をお示しいただきたいと思います。また、マスターベースとして、「全世代型対応」という提案もありました。ひきこもりの課題をみると、20歳から39歳を対象とした対策になっていますが、40歳以上の方がその2倍いらっしゃり、65歳を過ぎると、地域包括支援センターの課題になってきます。また、20歳未満は不登校の課題として提起され、乳幼児期からの教育と福祉の連携がうまくできていないという課題もあります。このように、ひきこもりの課題は、「全世代型」となっています。その中核に生活困窮者自立支援制度の自立相談支援があるため、自立相談支援はどこまで踏み込んで支援をしているのかを確認することが必要になります。全世代型のライフステージの中で、もう一度自立相談支援の位置づけを洗い直すということと、皆さんが注目されたように、各年齢層のプライマリーケアについて検討をしていただければと思います。少し大きな視点で今日の議論を整理し、次回、回答できるところは回答をお願いいたします。また、本日の議論を踏まえて、各附属機関でも議論していただき、地域ケアシステム検討委員会でもお話いただくということにいたします。

最後に、堺委員からシェアハウスに関する新聞記事のご紹介をお願いいたします。

(堺委員)

私は自立支援協議会から本協議会に出席しており、自立支援協議会における大きなテーマは、高齢障がい者と地域移行に関するものです。グループホームを造るためには多額の費用がかかるため、空き家の情報があれば、積極的に有効活用することによって、地域移行に大きく貢献するのではないかと考えています。子ども食堂等いろいろな活用があると思いますので、ぜひ空き家の情報を前向きにとらえていただければと思います。

(藤井会長)

既存ストックの活用が重要になってくる際に、住まいの問題と非常に連動するという点ですね。総合計画的に住まいの問題と高齢化の中での生活課題をどう考えていくのかという点に話を広げなければ、解決の道がないと思いますので、この場で議題に取り上げられるかどうかは分かりませんが、ご提案をいただき、共有事項にしていくということが大切だと思います。

次回は各グループの議論を再度全体で共有したいと思います。

それでは、閉会にいたします。皆さま、ご苦労さまでした。

閉会